

聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

#### 聖籠町教育委員会規則第4号

聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町立学校管理運営に関する規則（平成16年聖籠町教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「幼稚園」を「こども園」に改め、同条第5項中「幼稚園長」を「こども園長」に改める。

第3条及び第4条中「幼稚園」を「こども園」に改める。

第6条第1項中「学校」を「学校（こども園を除く。以下この章において同じ。）」に改める。

第7条第2項中「校長」の次に「（こども園長を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

第8条第2項第2号中「道徳」の前に「特別の教科」を加え、「特別活動及び」を削り、「総合的」の前に「外国語活動（小学校に限る）、」を、「並びに」の前に「及び特別活動」を加え、「おもな」を「主な」に改め、「学校行事」の次に「等」を加える。

第9条第1項第2号中「第2学年」を「第3学年」に、「第3学年」を「第2学年」に改め、同条第2項中「又は中学校第2学年」及び「及び第2号」を削る。

第23条ただし書中「3月5日」を「3月1日」に改める。

第25条第1項本文中「教頭」の次に「又は副校長」を、「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加え、同項ただし書中「教頭」を「副校長」に改め、「主幹教諭」の次に「及び指導教諭」を加え、「、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員」を削り、同条第2項中「用務員」の次に「、補助教員、介助員及び学校司書」を加える。

第25条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「共同実施組織」の前に「学校事務」を加え、同条第3項中「共同実施組織」を「学校事務共同実施組織」に改める。

第33条の見出し中「事務主任」の前に「事務長及び」を加え、第34条を次のように改める。

### 第35条 削除

第33条第1項中「事務主任」の前に「事務長及び」を加え、同条第3項中「事務職員」を「主査及び主任」に、「県委員会」を「委員会」に、「委員会」を「校長」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。
- 3 事務長は、総括事務主幹又は事務主幹をもってこれに充て、委員会が命ずる。

第33条を第34条とする。

第32条第2項中「県費職員にあつては、」を削り、同条を第33条とする。

第31条を第32条とし、第30条を第31条とする。

第29条第1項中「は」を削り、同条第4項中「発令」を「任命」に、「第27条第7項」を「第29条」に改め、同条を第30条とする。

第28条第1項本文中「は」を削り、同条第3項中「発令」を「任命」に、「第7項」を「第10項」に改め、同条を第29条とする。

第27条の見出し中「及び」を「、」に改め、「司書教諭」の次に「、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教諭及び地域連携担当教諭」を加え、同条第1項本文中「は」を削り、「及び」を「、」に改め、「司書教諭」の次に「、道徳教育推進教諭及び地域連携担当教諭」を加え、同条第7項中「第1項に規定する教務主任等は、次項に規定するものを除き、当該学校の教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。」を「特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、学校における特別支援教育に関する事項について連絡調整、指導及び助言を行うとともに、学校全体を見渡し特別支援教育をコーディネートする。」に改め、同条第8項中「保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。」を「道徳教育推進教諭は、校長の監督を受け、学校における道徳教育に関する事項について連絡調整、指導及び助言を行うとともに、学校全体を見渡し豊かな心を培う道徳

教育をコーディネートする。」に改め、同条に次の3項を加える。

9 地域連携担当教諭は、校長の監督を受け、保護者や地域との連携・協力や学校支援地域本部コーディネーター等との連絡調整と職員への指導及び助言を行うとともに、地域に開かれた学校づくりをコーディネートする。

10 第2項から第4項まで及び第6項から前項までに規定する教務主任等は、当該学校の教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

11 第5項に規定する保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

第27条を第28条とする。

第26条の見出し中「教頭」の次に「又は副校長」を加え、同条第1項中「教頭」を「教頭又は副校長」に改め、同条を第27条とする。

第25条の2の次に次の1条を加える。

(校長)

第26条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 校長は、前項の職務のほか、委員会から委任された事務を執行する。

第67条を第70条とする。

第66条第1項中「第50条」を「第51条」に、「幼稚園」を「こども園」に改め、同条第2項中「幼稚園」を「こども園」に改め、第3章第4節中同条を第69条とする。

第65条を第68条とし、第64条を第67条とし、第63条を第66条とする。

第62条第1項中「幼稚園」を「こども園」に改め、同条を第65条とする。

第61条を第64条とし、第58条から第60条までを3条ずつ繰り下げる。

第3章第3節に次の1条を加える。

(主事教諭)

第60条 主事教諭は、幼児の保育をつかさどる。

第57条の見出し中「教務主任」を「主任教諭」に改め、同条中「教務主任は、園長の命を受け、園務を処理する。」を「主任教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し幼児の保育をつかさどる。」に改め、同条を第59条とする。

第56条第1項中「、」を削り、同条を第58条とし、同条の前に次の1条を加える。

(園長)

第57条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

第55条第1項本文中「幼稚園」を「こども園」に改め、「は、職員として」を削り、「教務主任」を「主任教諭」に、「教諭」を「主事教諭」に改め、同項ただし書中「及び教務主任」を削り、同条第2項中「幼稚園には、前項のほか、助教諭、自動車運転員及び用務員その他必要な職員を置くことができる。」を「前項に規定するもののほか養護教諭、養護助教諭、事務職員、講師、自動車運転員、介助員及び用務員その他必要な職員を置くことができる。」に改め、同条第3項中「幼稚園」を「こども園」に改め、同条を第56条とする。

第54条中「幼稚園」を「こども園」に改め、「教育」の次に「課程」を加え、「完了」を「修了」に改め、第3章第2節中同条を第55条とする。

「第3章 幼稚園」を「第3章 こども園」に改める。

第51条の見出し中「入園資格」を「入園資格及び保育年限」に改め、同条中「幼稚園」を「こども園」に改め、「在住」の次に「の」を加え、第52条を次のように改める。

第53条 削除

第51条を第52条とする。

第2章第7節中第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第2章第6節中第48条を第49条とし、第37条から第47条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第36条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第53条中「幼稚園」を「こども園」に改め、同条を第54条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。